

7 6 新法施行の際すでに控訴趣意書の差出期間を経過した事件の控訴裁判所における事実の取調べについては、新法施行後も、なお旧法第三百九十三条第一項但書の規定を適用する。

議がない場合には、新法第四百六
十二条の二及び第四百六十二条第
二項の規定にかかわらず、略式命
令をすることができます。

○大臣國務大臣　ただいま議題にのぼりました刑事訴訟法の一部を改正する

求があつた事件の略式手続については、なお従前の例による。正式裁判の請求をすることができる期間についても、同様である。

8 前項前段の事件で、被告人に対し略式命令の謄本の送達がなくて新法施行前すでに略式命令の請求

があつた日から二箇月を経過した
ものについては、公訴の提起は、
さかのぼつてその効力を失つたも
のとする。但し、新法施行前で
に裁判所が旧法第四百六十三条の
規定により通常の規定に従い審判
をすることとした事件及び新法施
行前すでに被告人に対し略式命令
の勝本が送達された事件について
は、この限りでない。

第七項前段の事例で新規式命令の際略式命令の請求があつた日からまだ二箇月を経過していないものについては、新法第四百六十三条の二の規定の適用があるものとする。この場合には、前項但書の規定を準用する。

新法施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際すでに検察官から被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げているものについては、これを告げた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異

議がない場合には、新法第四百六十二条の二及び第四百六十二条第二項の規定にかかるらず、略式命令をすることができる。

○大臣 国務大臣 ただいま議題にのぼりました刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、御説明いたします。

まず、立案の趣旨について申し上げます。現行刑事訴訟法は、実施以来四年半を経過いたしました。この法律は、御承知の通り、旧刑事訴訟法に対し根本的な改正を加えたものであり、しかも、制定当時の特殊な事情から、比較的短時間の間に立案せられ、かつ、実施せられたものでありますため、当初は相当の混乱も見られたのであります。が、四年半にわたる朝野法曹の努力により、今日ではその運用もほぼ軌道に乗つて参つたと申すことがであります。しかしながら、他面、時の経過とともに、当初から法律自体に内在していた問題のうち、運用によつては解決することのできない点が次第に明瞭となつて参りますとともに、社会情勢の変化に伴い、当初予想しなかつたような問題も現わされて参りました。これを改正すべとする意見がようやく各方面に高くなつて参りました。

しかし、刑事訴訟法は、刑事手続の基本法でありますので、その改正には慎重な考慮を払わなければなりません。そこで、政府は、一昨年法制審議会に対し、刑事訴訟法運用の実情にかんがみ早急に改正を加えるべき点の有無について諮詢いたし、各方面的有識者をもつて構成される同審議会の慎重な審議に基く答申を待つて、改正案を

現行法は、起訴前の勾留期間を一応十日以内とし、やむを得ない事由のある場合に限り、裁判官の裁量により最大限十日の延長を認めているのであります。が、終戦以来現在までの犯罪の動向について考えますと、事件の規模はいよ／＼大きくなり複雑となつて参りますが、捜査機関がいかに努力いたしましても、現行法の認める勾留期間をもつて

としては、起訴不起訴を決定するたゞに必要な資料を集めることすら至難な場合が少くないのです。そこで、これに対処するため、特別の事情のための場合に限つて、厳重な要件の制約のもとに、さらに五日だけ延長し得るといふとしたのであります。

起訴後の勾留期間につきましても、現行法はその更新を原則として一回に限つておりますため、起訴から訴を経て判決の確定に至るまでの勾留期間が原則として三ヶ月に限られる結果となり、いろいろ支障を来していくのであります。そこで、このような事情を考慮し、本案においては、禁錮による実刑の宣告があつた後の勾留期間の更新は、これを形式的に制限せず、裁判所の裁量にゆだねることといたしました。

次にいわゆる被否側が「きずな」の外に訴訟の進行に支障を來しておりますばかりでなく、世の一部に非難の声も聞かれるのであります。よつて、今回この除外事由を一部拡張することとしたのであります。その一は、從来除外事由として被告人が死刑または無期の懲役もしくは禁錮に當る罪を犯した場合はをあげていたのを、いわゆる重罪、すなわち短期一年以上の刑に當る罪を

犯した場合にまで拡張したこと、その二は、被告人が多家共同して罪を犯した場合及び保釈されると、いわゆるお札まわりなどをして脅迫がましい態度をとる危険が多分にある場合を加えたことがあります。なお、このお札まわりにつきましては、これを保釈の取消事由にも加えることといたしました。さらに、いわゆる勾留理由開示の子

統が、実際においてはほとんど例外なくと申してもよくらい濫用され、その適正な運用を妨げられている実情にかんがみ、これを匡正するため関係人の意見の陳述は、書面によつて行うべきことといたしましたが、これは、もちろん裁判所が適当と認める場合に、口頭の陳述を許すことを禁するものではありません。

第二は、犯罪の捜査に関する検察官と司法警察職員との関係に関する規定の改正であります。これは、二点にわかれ、

その一は、検察官のいわゆる一般的指示権の及ぶ範囲を明確にした点であり、

その二は、司法警察員の逮捕状の請求につき、原則としてこれを検察官の同意にからしめた点であります。

前の点は、現行法が公訴を実行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則を定める場合にのみ、一般的指示をなし得ることとしているため、捜査自体の適正を期すためには一般的指示をなし得ないものでないかとの疑いを持つ向きもあり、解釈上明確を欠いているのであります。しかし、捜査が適正に行われて初めて公訴の実行が可能になるのですから、検察官の一般的指示は、捜査の適正をはかるためにも行われなければならぬと存するのであります。そこで、この点の明確を期したのであります。

後の点は、最近逮捕状濫用の非難が高く、有力な法曹の間にも本案のような規定の創設を希望する声が高いので、これを改正案に取入れたのであります。

第三は、被告人が公判庭において有

統が、実際においてはほとんど例外なくと申してもよくらい濫用され、その適正な運用を妨げられている実情にかんがみ、これを匡正するため関係人の意見の陳述は、書面によつて行うべきことといたしましたが、これは、もちろん裁判所が適当と認める場合に、口頭の陳述を許すことを禁するものではありません。

第二は、犯罪の捜査に関する検察官と司法警察職員との関係に関する規定の改正であります。これは、二点にわかれ、

その一は、検察官のいわゆる一般的指示権の及ぶ範囲を明確にした点であり、

その二は、司法警察員の逮捕状の請求につき、原則としてこれを検察官の同意にからしめた点であります。

前の点は、現行法が公訴を実行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則を定める場合にのみ、一般的指示をなし得ることとしているため、捜査自体の適正を期すためには一般的指示をなし得ないものでないかとの疑いを持つ向きもあり、解釈上明確を欠いているのであります。しかし、捜査が適正に行われて初めて公訴の実行が可能になるのですから、検察官の一般的指示は、捜査の適正をはかるためにも行われなければならぬと存するのであります。そこで、この点の明確を期したのであります。

後の点は、最近逮捕状濫用の非難が高く、有力な法曹の間にも本案のような規定の創設を希望する声が高いので、これを改正案に取入れたのであります。

第三は、被告人が公判庭において有

罪である旨を自認した場合には、簡易な公判手続による審理を進めることができるとした点であります。

公判において審理を受ける被告事件の約八割ですが、犯罪事実について争わない場合であるという実情にかんがみ、この簡易公判手続により審理の促進と事件の重点的処理を期することといたしましたのであります。

専門法では、被告人が公判直上で有罪

たな事實は控訴審においてはこれを考慮することができない建前をとつてゐるのであります。しかしながら、運用の実際は、規定の不備もあつて、必ずしもこの建前通りではなく、裁判所によつてその取扱いが区々になつてゐるのみならず、少くとも刑の量定に関する事実については、この建前を緩和すべきであるという意見が各方面に強いのであります。よつて、この要望につ

に、略式手続に関する規定を一部改正して、その適正迅速進行をはかつたことなどがあるのです。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願申し上げます。

○小林委員長 これにて趣旨説明は終りました。

なお、本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

必須科目であつた時代もあつたように記憶しております。それがだん／＼実施の結果やはりぐあいが悪いというところから、もう少し融通性を持たした方がいいじゃないかという考え方からだろうと思いますが、必須科目が少くならいまして、選択科目が多くなるという傾向になつたのであります。それが司法試験の制定される前の時代におきましては、その傾向が相当強くなつてお

おやめになつたのか、その点を重んじたいと思います。

卷之三

の答弁をした場合には、それのみでただちに被告人を有罪とすることができます。そこで、本件では有罪の答弁があつても、なお從来通り補強証拠を要することとしつつ、その証拠能力に関する制限を多少緩和し、かつ、証拠調べについてもその方法を裁判所の適当と認めるところによることといたしました。さらに、漸進的にこれを実施する意味において、この手続は、さしあたり、いわゆる重罪以外の比較的軽い罪の事例につき当事者の意見を聞いて行うべきものとするとともに、裁判所は、一旦簡易公判手続による旨の決定をした後でも、この手続によることが相当でないと認めるときは、いつでもその決定を取消し、通常の手続により審判をすることができるなどといたしました。

たえるべく、第一審判決後の被害の弁償その他の情状に関する事実については控訴審においてもこれを考慮することができるることとともに、第一審の当時から存在しながらやむを得ない事由によつて公判審理の過程において法廷に顕出されなかつた事実も、控訴趣意書に記載して控訴申立ての理由を裏づける資料とすることを認め、裁判所の調査義務の範囲を拡張することとしたのであります。

以上でおもな改正点の説明を終りますが、なお、現行法の不備を補うため改正案に取り入れました点として、捜査機関のいわゆる供述拒否権告知について、運用の実情にかんがみ、その内容に修正を加えたこと、勾留中の被告人が、公判期日に召喚を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、監獄官吏による引致を著しく困難にした場合に、被告人の出頭なくしてその期日の公判手続を行うことができることといたしたこと、訴訟促進の要請にこたえるため、死刑以外の判決に対しては、書面によつて上訴権の放棄をすることができるものとしたこと、起訴状副本の送達不能の場合には、その法律關係を明確にするため、公訴棄却の裁判によつて訴訟を終結すべきものとしたこと、さら

○小林委員長 次に、司法試験法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。鍛治良作君。

○鍛治委員 私はこの改正案そのものに対しては反対ではないであります
が、ここに至つた経過を明確にしておきたいと思いますので伺いたい。われわれが試験を受けましたときには、商法はもちろん行政法、国際私法、その他いか何かまだあつたと思うが、そういうものはすべて必須科目であつたのです。あります
が、司法試験法を制定せら
れましたときに、現行法のように必須科目をたいてん減らして、選択科目を多くつくれたのであります。このように改正せられたときの考え方をまず承りておきたいと思います。

○佐野木政府委員 ただいまのお尋ねでござりますが、これは司法試験の科目において必須科目を多くするか、選択科目を比較的多くするかという問題であります。

これは御承知のように歴史的に非常に変遷があります。古くは、今鍛治委員が御指摘になりましたように、全部

りまして、選択科目が非常に多かつたのであります。昭和二十一年の改正においては、憲法、民法が固有の必須科目でありまして、そのほか民事訴訟法、刑事訴訟法、商法のうち二科目が必須科目、あとは選択科目で、その選択科目も固有の法律の分野以外に倫理学というふうなほかの学問も入つておつたのであります。それで司法試験制定当時には必須科目をどういうふうにすべきか、あるいは選択科目をどういうふうにすべきかという問題がもちろん検討されたのでありますと、学界の方々にも集まつていただきまして、いろいろ検討した結果、現在のようになつたのであります。むしろ選択科目を整理いたしまして、ごく少く、固有の法律的なものに限定するとともに、必須科目を比較的多くして、現行法のような整備になつたのであります。

と信じます。しかしながらやはり受験者の負担ということも十分考慮してやらなければならぬことであると思ひます。それで最小限度という考え方がある時代によつていろいろへ変遷をした結果、今までのような経過になつたのであるというふうに考えます。

○鍛冶委員 それはその程度にしておきましょう。

そこでこのたび商法を入れなければならないことになつたその根本理由をお尋ねいたします。

○野町木政府委員 昭和二十四年に現在の司法試験法がでたのであります。が、昭和二十四年におきましては、商法と行政法のいずれか一科目は必ず受けなければならぬということになつてゐるのであります。そのための受験者の数は比較的接近しておつたのであります。ところが、昭和二十五年度以降は商法を受験する者が非常に減つて参りまして、行政法の受験者に比較的大しまして大体半数程度となつて來たのであります。これは現在に至るまでの傾向が続いて来ているのであります。ところが御承知のように、司法試験に合格し、修習生を経て、裁判官、弁護士、検察官というふうな一人前の法律家になつた場合に、商法の知識が

Digitized by srujanika@gmail.com

欠けていたるため非常に不便をすることが多い。ことに特に弁護士として一人前の法律事務をとられる場合に非常な不便を来している。一緒に仕事をおられるほかの弁護士さん方からも、このごろの修習を終えた方々は商法の知識が非常に乏しい、これは何とかできぬもののかと言われるようになります。法務省におきましても司法試験管理委員会というものがありまして、ここでの問題を取上げて研究して、そこでこの問題を取上げて研究してあります。最高裁判所にもその意見をだしましたところ、これも非常に積極的に希望いたしまして、ぜひ商法を必須科目にしてもらいたいというふうな意見もありましたので、今度のような立案を、いたして御審議を願うことになつた次第であります。

○鑑治委員 そこで民事事件のうちで、純然たる民法上の事件と商法上の事件との比較数ぐらいは、大体のところがいいのですがおわかりになりませんか。

○位野木政府委員 お手元にお配りいたしました参考資料の七ページに、全国地方裁判所商事事件新受件數調といふものがあります。これは訴訟の件名から選別したものであります。昭和二十五年度におきましては、全国の地方裁判所の民事訴訟事件のうち一七・四%が商事事件といったようなことになつております。昭和二十六年度には一五%, これは注にも書いてありますように、少額事件が簡易裁判所に移つた影響もあるだろうと思いますが、大体一五%ないし一七・八%程度の商事

事件があつたことがわかると思いません。なおこれは事件名による区別であります。もちろんその他の事件をきましても、商法ないし商事法の問題が含まれておる事件は相当多數あると思います。

○鐵冶委員 商法の必要なことはわかれも十分わかつておりますが、それと同時に、行政法は必要でないかという問題になるのです。ことに行政法の改正後、前は行政事件は行政裁判所で特別にやつておつたものを、司法裁判所に持つて来ました。これにも深い意義があると思います。従つて、かつては行政官上りでなかつたら行政事件をやれりんなどという思想があつたのを、司法官でも十分やれるんだ、こういうことで改正されたのだと思います。そうして見るならば、司法試験にはどうあつても行政法というものが必要ではないかと思うのですが、この点に関していかなる御見解をお持ちでございましょよか。

○位野木政府委員 御意見はごもつともありますて、憲法制定後は行政事件も一般司法裁判所で扱うことになつたのであります。その意味から申しましても、行政法は非常に必要であるといふことが言えると思うのであります。そういうところが現在の司法試験で、商法と捉一的なことにはなつておりますけれども、行政法を他の選択科目と区別して取扱つておるゆえんであると考えるのであります。しかしながら今申し上げましたように、商法は非常に必要であるにかかわらず選択されないといふ事実的な結果になつておるということから、商法について何とか措置をしなければならないということ

択科目に比較いたしましてやや分量多いということもござりますので、その結果について非常に心配しているであります。ただ現在大学の法学部課程におきましても、公法コースとか私法コースとか、わかれてはいるようですが、公法コースの場合には多いと思います。ですからそううコースの人が受けるという場合は、行政法が選択される機会が多いのではないかと思ひます。しかしながら、いすれにいたしましても実施の結果を見まして、不適当であればなお正について、取扱いを十分考慮いたしたいと考えております。

受験者の負担とか、その他考慮すべき面もございますので、その点はひとつ御意見を参考といったしまして十分将研究いたしたいと思います。

○鍛治委員 それは研究題目として私は提案しておくことにいたしまして、その次は行政試験を受けた者の科目が必須であるのか知らないのですが、今どういうものとどういうもの必須科目になつておりますか。

○位野木政府委員 御承知の通り国公務員法が施行せられましてからは昔のいわゆる行政科試験というものが廃止になつたわけであります。そこ公務員法に基づく採用試験あるいは昇試験といふものにかわつておるわけあります。これは試験の方法が今までの行政科試験とまったくかわつておまして、いわゆるシヨートナアンサーフ式と申しますか、ああいうふうなや远方をとつておるのであります。

○鍛治委員 そうしますと、附則の第三項に出ております高等試験の行政科試験に合格した者と、いうのはどういふことなんですか。

○位野木政府委員 これは昔の高等試験の行政科に合格した者についてのことであります。

○鍛治委員 昔のいわゆる高文を通じた者だけの救済規定なんですね。そろそろとそのときはどういうような必須科目であったか、それを承りたい。

○位野木政府委員 これもお手元の参考資料の八ページにござりますよと、憲法、民法、行政法等が必須科目になつております。選択科目といたしましては、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法等が選択科目になつております。

○中尾政府委員 これは家庭裁判所がことにしておりますか。

よろしい、何でも代用にする、代用にすると言つておると思うのです。こういう傾向はぜひとも改めて、あなたの方でどうあつてもやらなければならぬ、何としてもやらなければいかぬからと言われるならですが、あなたの方から代用にすればいいのだ、男女一緒にしておいていいのだと言われることが非常にふに落ちないのですが、この点いががございましょうか。

○中尾政府委員 医療少年院だけにつきまして、今おつしやるよう、やむを得ずそういうふうにいたしておりますので、どうせそういうふうになるからには、最大限度そういう弊害が起らぬようについてことは十分気をつけたつもりであります。医療少年院は、今正確な数は覚えておりませんが、全國に六箇所ございますが、この中で男と女と一緒にして使つてているというのを三箇所でございます。これもだんだん将来少年院が整備いたしまして、あるいは桜井数が不足いたしますれば、別にやりたいということは考えておりませんが、桜井数が不足いたしますれば、別に理窟のようにできるならば、別

○小林委員長 他に御質疑はありませんか。

○中尾政府委員 これは家庭裁判所が観護処分にするわけでございますが、身柄を確保しておいて、そしてその間に調査することが必要である、調査するためには身柄を確保するよりはかなしいというところから、この調査をするわけでございます。

○佐竹(晴)委員 少年であるために、特にごく微罪であつても、一度どうしでも鑑別所に行かなければならぬという傾向を生じております。家庭裁判所に持つて参りますと、たゞいま中尾政府委員のおつしやつてある通り、身柄を確保し、かつ調査するために鑑別所を持つて行く。ところが鑑別所に参りますと、私の経験によりますと、たいがい一箇月以上いるのであります。そうすると、ほとんどこれには微罪で問題にならぬような人についても、少年であるがゆえに必ず一箇月ぐらいた判刑を食つたと同一の結果になるような状態を呈しておりますが、そういうきらいはないでしようが。

○中尾政府委員 実はその点につきまして鑑別所側と裁判所側とに多少意見の相違がございまして、私たち、今その調整を始終研究しているわけでござります。鑑別所側に立つてみると、せつかく少年を鑑別所に入れたといふなら、将来のために一番少年にいい方法を考えなければならぬ。一番いい方法を考えるためにには少年のことについて一番いい方法を研究して、少年といふものはこういうものだ、また、社会的に納得できるような処置を研究した

い。そのためには今の四週間では短かすぎるから、もう少し延ばしてもらつたらどうだろうというような意見が籠別所側にあります。この方は、むしろ籠別所側といたしましては今のよろな数心な動機からのものでありますので、これは一面理由があると思います。しかし家庭裁判所側からいたしますと、今おつしやいましたように、相当これは人権の問題といたしまして慎重に取扱わなければならないことでござりますので、裁判所側は始終それに反対いたしております。それで問題は、そういうふうない意図をもつて運営されており、またつくられていているところのその艦別所が、おつしやいましたよろな、事実としては身柄を拘束して監禁的な处分に従事するということになりましてはたいへんございますので、その点につきましては、できるだけ調査処分の本来的なものに沿うようにならしたいというので努力いたしている次第でございます。

鑑定書がなか／＼間に合わないもので、そこで出してくれるのと、それ以前に出すなどということはむしろ少いのです。だからます少年が何かやると、それが今度家庭裁判所に送られて、鑑別結果によると大したものではないと、いうことで、自宅に帰すことを許してくれた。ところが、それ以前にすでに約一箇月間は実刑を食つたと同じです。少年なるがゆえに非常に大きな負担を背負わされると、いつたような観を呈しております。ことにこれは地方にもよりましようが、鑑別所といわゆる刑務所を区別することができないという点であります。私どもの経験いたしております範囲内においては、鑑別所に行つて参りますと、刑務所に行つて来たというのと、そんなに区別がございません。なるほど送り迎えの自動車なども、普通のいわゆる勾留状を受けております人々のより幾らかいい車に乗せられて送り迎えされておるようになりますが、ちゃんとこれに少年調査官がついて参りまして、その少年調査官は学校の先生をやつていたような人々で、いわゆる警察官や検察官のようなにおいのしない者といったような感じでありますようが、実際においては警察官あるいは検察官がくつついでいると同様の結果を呈し、裁判所へ送られて参りますてもこれらの人々がついて来ておる。結局先生たちの考え方からすれば刑務所へはうり込まれておつたのとほんどのかわりはない。そこで彼らが出て参りますと、お前どこへ行つておつた、鑑別所へ行つておつた、あ

所へ行つておつたという観念とちつとも違ひはない。だから、この鑑別所については何かもつといい方法がないものか。そういう点は、少年だけを入れるところの刑務所の別館であるといふような感じを起させない特別の施設のものに、知能、性格、習性などの調査結果をせしむるようになればならない。少年なるがゆえにはんのちよつとしたことでも、しかも鑑別が済むとすぐ家庭へ帰されて問題にならぬような事件についても、ほとんど一箇月送つたと同一の結果を呈するようなことがあります。この点についてはよほど考えてやらなければならぬという気持を濃厚にいたすのであります。何か改善の方法はないものでございましょか。

〔参照〕

司法試験法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
少年法及び少年院法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

法務委員会議録第四号中正誤

頁段行誤正

三二末三逃亡犯罪人に引き渡罪人を
引き渡罪人を

昭和二十八年七月十一日印刷

昭和二十八年七月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局